議案第 号

鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

- 第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有す る当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが 特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用する ことができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
 - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門 的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確 保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該 専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が 有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に 限られる場合
 - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
 - (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- 第3条 任命権者は、職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが 公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用する ことができる。
 - (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
 - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる 業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を 限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を 任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。 以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率 的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用する ことができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理する ため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- (1) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鴨川市条例第32号)第 16条の規定による介護休暇の承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項 の規定による部分休業の承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、これらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

- 第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 (特定任期付職員の給与の特例)
- 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

<u> 号給</u>	<u>給料月額</u>
	<u>円</u>
1	<u>375, 000</u>
2	<u>422, 000</u>
3	<u>472, 000</u>
4	<u>533, 000</u>
<u>5</u>	<u>608, 000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並び にその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基 準となるべき職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。

<u> 号給</u>	<u>基準となる職務</u>
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する
	<u>職務</u>
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従
	事する職務
<u>3</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務
	に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な
	業務に従事する職務
<u>5</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な
	業務で重要なものに従事する職務

- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、 規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

- 第8条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第43号。以下 この条において「給与条例」という。)第4条、第5条、第9条から第11条の2まで、 第19条第1項及び第2項、第20条並びに第22条の規定は、特定任期付職員には、適 用しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは「武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)」とあるのは、「特定任期付職員」と、同条2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 給与条例第5条の規定は、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第9条 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鴨川市条例第143 号。以下この条において「企業給与条例」という。)第4条から第6条まで及び第15条 の規定は、企業職員である特定任期付職員には適用しない。 2 企業職員である特定任期付職員に対する企業給与条例第 11 条の規定の適用について は、同条第 1 項中「第 4 条の規定により管理職手当を支給される職員」とあるのは、「特 定任期付職員」と、同条 2 項及び第 3 項中「第 4 条に規定する職にある職員が」とある のは「特定任期付職員が」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 32 号)の一部 を次のように改正する。

第2条第2項中「承認を受けた職員(」の次に「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。」を加え、「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、「内容」の次に「(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「短時間勤務等の内容」という。)」を加え、同条第4項中「育児休業法第18条第1項」の次に「又は鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第号)第4条」を加える。

第3条第1項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「育児短時間勤務の内容」を「育児短時間勤務等の内容」に改め、同条第2項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「育児短時間勤務の内容」を「育児短時間勤務等の内容」に改める。

第4条第2項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「育児短時間勤務の内容」を「育児短時間勤務等の内容」に改める。

第8条第1項及び第2項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第43号)の一部を 次のように改正する。

第4条の2見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条第2項中「再任用職員で」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「前項」を「前2項」に、「同項」を「これら」に改め、「第2条第3項」の次に「又は第4項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。)第3条又は第4条の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第12条第2項第2号、第13条第2項ただし書及び第14条第2項中「再任用短時間 勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第22条の6中「再任用職員」の次に「及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」を加える。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に 改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職	154, 900	195, 500	227, 800	257, 500	274, 800	294, 200	325, 600	361,000
員								

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に 改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職	188, 300	211, 300	276, 000
員			

別表第3中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に 改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職	307, 200	353, 900	428, 700
員			

別表第4中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に 改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職	173, 600	194, 700	216, 100	236, 800	265, 200	
員						

別表第5中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に 改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職	176, 700	209, 800	233, 100	252, 300	274, 700
員					

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成 17 年鴨川市条例第 143 号) の一部を次のように改正する。
- <u>第2条第3項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当、特定任期付職員業績手当」に改める。</u>
 - 第3条に次の1項を加える。
- 4 前2項の規定にかかわらず、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料額は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。
 - <u>第 15 条の次に次の 1 条を加える。</u>
 - (特定任期付職員業績手当)
- 第 15 条の 2 特定任期付職員業績手当は、任期付職員条例第 7 条に定めるところによ る。
- <u>第22条中「職員」の次に「及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」</u> を加える。

(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

5 鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市 条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に改め、「受ける職員をいう。以下同じ。)」の次に「及び特定任期付職員(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例

第 号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)」を加え、「一般職給与条例等」を「一般職給与条例、任期付職員条例等」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条に次の1項を加える。

- 2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定の適用 については、同条中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「鴨川市特別職の職員及 び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市条例第5号)第4条第 2項の規定により読み替えられた給与条例第17条第2項」とする。
 - 第5条を第6条とし、第4条に次の1項を加える。
- 2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「給与条例第 17 条第 2 項」とあるのは、「鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成 31 年鴨川市条例第 5 号)第 4 条第 2 項の規定により読み替えられた給与条例第 17 条第 2 項」とする。 第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(任期付職員条例の特例)

- 第4条 特定任期付職員に対する給料月額(任期付職員条例第7条第1項の給料表に掲げる給料月額をいう。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 2 特定任期付職員に係る一般職給与条例の規定の適用については、一般職給与条例第 17 条第 2 項中「給料」とあるのは「給料(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の 給与の特例に関する条例(平成 31 年鴨川市条例第 5 号)第 4 条第 1 項の規定により 減ぜられた後の給料をいう。)」と、一般職給与条例第 21 条第 4 項及び第 5 項中「受けるべき給料」とあるのは「受けるべき給料(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員 の給与の特例に関する条例第 4 条第 1 項の規定により減ぜられた後の給料をいう。)」とする。
- 3 特定任期付職員に対する一般職給与条例に基づき支給される給与のうち一般職給 与条例第25条第1項から第4項までの規定により支給される給料月額の支給に当た っては、当該給料月額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応 じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 一般職給与条例第25条第1項 第1項に定める額
 - (2) 一般職給与条例第25条第2項又は第3項 第1項に定める額に100分の80を 乗じて得た額
 - (3) 一般職給与条例第25条第4項 第1項に定める額に同条第4項の規定により 当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

議案第 号

鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

1 提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。)、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の規定に基づき、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて、地方 自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 趣旨(第1条)
 - 職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) 特定任期付職員及び一般任期付職員の採用(第2条)
 - ア 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に 必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとする。(特定任期付職員)
 - イ 専門的な知識経験を有する者を専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次のいずれかに該当する場合であって、 その者を期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用すること ができることとする。(一般任期付職員)
 - (ア) 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
 - (イ) 専門的な知識経験の性質上、専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - (ウ) 専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
 - (エ) 業務が最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 法第4条任期付職員の採用(第3条)

- ア 職員を一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとする。
- イ 職員をアの業務に係る職に任用する場合において、職員をアの業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができることとする。
- (4) 任期付短時間勤務職員の採用(第4条)
 - ア 短時間勤務職員を3の(3)アの業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を 定めて採用することができることとする。
 - イ 市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその 延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとする。
 - ウ 職員が次の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員をその職員の業務に従事させることが業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとする。
 - (ア) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鴨川市条例第32号)の規定による介護休暇の承認
 - (イ) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の規定による部分休業の承認
- (5) 任期の特例(第5条)

法第6条第2項に規定する特に3年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情等により任期を延長することが必要な場合であって、任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

- (6) 任期の更新(第6条)
 - 任期を更新する場合には、職員の同意を得なければならないこととする。
- (7) 特定任期付職員の給与の特例(第7条)
 - ア 特定任期付職員の号給、給料月額及び基準となる職務を次のとおりとする。

号給	給料月額(円)	基準となる職務
1	375, 000	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務

2	422, 000	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	472,000	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	533, 000	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	608, 000	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務

- イ 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができることとする。
- (8) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等(第8条)
 - ア 給料表、昇給、給料の調整額、扶養手当、住居手当、管理職手当、初任給調整手当及び勤勉手当に係る鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第43号)の規定について、特定任期付職員には適用しないこととする。
 - イ 特定任期付職員に係る鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用について、次の事項等に係る読替を規定する。
 - (ア) 管理職員特別勤務手当を支給する。
 - (イ) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給しない。
 - (ウ) 期末手当の額を期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額とする。
 - ウ 昇給に係る鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の規定について、法第4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員には適用しないこと とする。
- (9) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等(第9条)
 - ア 管理職手当、扶養手当、住居手当及び勤勉手当に係る鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 143 号) の規定について、企業職である特定任期付職員には適用しないこととする。
 - イ 特定任期付職員に係る鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用について、管理職員特別勤務手当に係る必要な読替を規定 する。
- (10) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鴨川市条例第32号)の一部改正(附則第2項)
 - ア 任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間、週休日、勤務時間の割り振り及び年次有給休暇について定める。
 - イ その他条文の整備を行う。
- (11) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正(附則第3項)

ア 法第4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を次のとおりとする。ただし、任期付短時間勤務職員の給料月額は、次の額に勤務割合を乗じて得た額とする。

		給料月額 (円)										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級				
行政職	154, 900	195, 500	227, 800	257, 500	274, 800	294, 200	325, 600	361,000				
教育職	188, 300	211, 300	276, 000									
医療職 (一)	307, 200	353, 900	428, 700									
医療職 (二)	173, 600	194, 700	216, 100	236, 800	265, 200							
医療職 (三)	176, 700	209, 800	233, 100	252, 300	274, 700							

- イ 任期付短時間勤務職員の通勤手当、特殊勤務手当及び時間外勤務手当について定める。
- ウ 任期付短時間勤務職員について、扶養手当及び住居手当を支給しないこととする。
- エ その他条文の整備を行う。
- (12) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(附則第4項)
 - ア 企業職員である任期付短時間勤務職員について、扶養手当及び住居手当を支給しないこととする。
 - イ その他条文の整備を行う。
- (13) 鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市条例第5号)の一部改正(附則第5項)
 - ア 一般任期付職員、法第4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員について、一般職の職員の現行の給与の特例と同様の給与の特例を適用することとする。
 - イ 特定任期付職員について、行政職給料表7級及び8級の職員の現行の給与の特例と同様の給与の特例を適用することとする。
 - ウ その他条文の整備を行う。
- 3 施行期日

公布の日

改正前

以此刊

(1週間の勤務時間)

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。

3 略

4 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 略

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。 以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員</u>につい ては、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加え

第2条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

改正後

3 略

4 育児休業法第 18 条第 1 項<u>又は鴨川市一般職の任期付職員の採用等に</u> <u>関する条例(令和 2 年鴨川市条例第 号)第 4 条</u>の規定により採用され た職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 略

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。 以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に て月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再 任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び 土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設け ることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、当該<u>育児短時間勤務の内容</u>に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその機関の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合

加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、当該<u>育児短時間勤務等の内容</u>に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその機関の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1

で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

- 第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第 1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に あっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに 規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。 ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める 場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。
- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の 勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をす ることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員</u> である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる 場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間におい て同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 略

日以上の割合で当該<u>育児短時間勤務等の内容</u>に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

- 第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第 1 第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に あっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに 規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。 ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。
- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の 勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をす ることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員</u> 等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められ る場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間にお いて同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 略

(附則第3項) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(再任用職員の給料月額)	(再任用職員等の給料月額)
第4条の2 略	第4条の2 略
(新設)	2 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条

2 再任用職員で地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務 │ 3 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月 額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時 間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条 第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。) を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に 定める額とする。
 - (1) 略
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第5の3に定める額(再任用短時 間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める 職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて 得た額を減じた額)
 - (3) 略
- 3 略

(特殊勤務手当)

第13条 略

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第

例第 号。以下「任期付職員条例」という。)第3条又は第4条の規定 により採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、 その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、 その者の属する職務の級に応じた額とする。

もの(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前2項の規定 にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第 3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を 乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に 定める額とする。
 - (1) 略
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第5の3に定める額(短時間勤務 職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に あっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額 を減じた額)
 - (3) 略
- 3 略

(特殊勤務手当)

第13条 略

6に定めるところによる。ただし、同表に規定する月額定めの手当を<u>再</u> 任用短時間勤務職員に支給する場合の手当額は、当該手当の額に勤務割 合を乗じて得た額とする。

3 • 4 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

$3\sim6$ 略

(特定の職員についての適用除外)

第 22 条の 6 第 10 条から第 11 条の 2 まで及び第 20 条の規定は、再任用職員には適用しない。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
の区	の級								
分	号給	給料							
		月額							

6に定めるところによる。ただし、同表に規定する月額定めの手当を<u>短</u>時間勤務職員に支給する場合の手当額は、当該手当の額に勤務割合を乗じて得た額とする。

3 • 4 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

2 <u>短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

$3\sim6$ 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条の6 第10条から第11条の2まで及び第20条の規定は、再任用職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
の区	の級								
分	号給	給料							
		月額							

	略	l
再 <u>用</u> 員外 職以の 員		
再任	略	
用職 員		
(新設)		

備考 略

別表第2(第4条関係)

教育職給料表

		47 H 484/10/1	120	
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略			
再任用職員	略			
(新設)				

備考 略

別表第3(第4条関係)

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	略			
以外の職員				

再任 略 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員 再任 略 用職 員 任期 154,900 195,500 227,800 257,500 274,800 294,200 325,600 361,000 付職 員

備考 略

別表第2(第4条関係)

教育職給料表

		27X 3 . IbA(I) H . I		
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	略			
及び任期付				
職員以外の				
職員				
再任用職員	略			
任期付職員		188, 300	211, 300	276,000

備考 略

別表第3(第4条関係)

医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	略			
及び任期付				
職員以外の				

	再任用(新設								職員 再任用 任期付		略	307, 200	353, 90	00 428	, 700
1	備考 🏻	略					<u> </u>	1	備考	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>
別	別表第4 (第4条関係)						別	表第4	(第4条	:関係)					
			医療	承職給料表	(<u></u>)						医	寮職給料表	()		
	職員 の区	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級		職員 の区	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	分	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額		分	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	<u>再任</u> <u>用</u> <u>員</u> 外職 <u>関</u> の員	略							再用員び期職以の員任職及任付員外職	略					
	再任 用職 員	略							再任 用職 員	略		101 =00			
	(新記 								<u>任期</u> 付職 員	1/2	173, 600	<u>194, 700</u>	216, 100	236, 800	265, 200
	備考 ■		(Fi)						備考 『	• •	BB IT.				
万门	衣第 5	(第4条関		聚職給料表	(≓)			万川	衣用 5	(第4条		寮職給料表	(≓)		

職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級		職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	
の区	級							の区	級						
分	号給	給料	給料	給料	給料	給料	1	分	号給	給料	給料	給料	給料	給料	
		月額	月額	月額	月額	月額				月額	月額	月額	月額	月額	
再任	略						1	再任	略						
用職								用職							
<u>員以</u>								<u>員及</u>							
外の								び任							
職員								期付							
								職員							
								以外							
								の職							
								<u>員</u>							
再任	略							再任	略						
用職								用職							
員								員							
(新	設)]	任期		176, 700	209,800	233, 100	252, 300	274, 700	
								付職							
								<u>員</u>							
備考	略						-	備考	<u></u> 各						

(附則第4項) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤
務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間	務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間
勤務手当、宿日直手当、期末手当 <u>及び勤勉手当</u> 及び退職手当とする。	勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当

(給料表)

第3条 略

2 · 3 略

(新設)

(新設)

(再任用職員等についての適用除外)

第22条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、 第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方 公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用され た職員には適用しない。 及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 略

2 • 3 略

4 前2項の規定にかかわらず、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料額は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。

(特定任期付職員業績手当)

第15条の2 特定任期付職員業績手当は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。

(再任用職員等についての適用除外)

第22条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、 第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方 公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用され た職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適 用しない。

(附則第5項) 鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、特別職の職員(鴨川市特別職の職員で常勤のものの	第1条 この条例は、特別職の職員(鴨川市特別職の職員で常勤のものの
給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 40 号。以下「特別職給与	給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 40 号。以下「特別職給与
条例」という。) 第1条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。)	条例」という。) 第1条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。) 、

及び一般職の職員(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17年鴨川市条例第43号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第 1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の給 与の支給額を減額するため、特別職給与条例、一般職給与条例等の特例 を定めるものとする。

(新設)

一般職の職員(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17 年 鴨川市条例第 43 号。以下「一般職給与条例」という。)第 4 条第 1 項 各号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)及び特定 任期付職員(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和 2 年鴨川市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項 に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の給与の支給額を減額 するため、特別職給与条例、一般職給与条例、任期付職員条例等の特例 を定めるものとする。

(任期付職員条例の特例)

- 第4条 特定任期付職員に対する給料月額(任期付職員条例第7条第1項 の給料表に掲げる給料月額をいう。以下この条において同じ。)の支給 に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5を乗じて得た額に 相当する額を減ずる。
- 2 特定任期付職員に係る一般職給与条例の規定の適用については、一般職給与条例第17条第2項中「給料」とあるのは「給料(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市条例第5号)第4条第1項の規定により減ぜられた後の給料をいう。)」と、一般職給与条例第21条第4項及び第5項中「受けるべき給料」とあるのは「受けるべき給料(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例第4条第1項の規定により減ぜられた後の給料をいう。)」とする。
- 3 特定任期付職員に対する一般職給与条例に基づき支給される給与の うち一般職給与条例第 25 条第1項から第4項までの規定により支給される給料月額の支給に当たっては、当該給料月額から、当該職員に適用

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

<u>第4条</u> 略

(新設)

(鴨川市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第5条 略

(新設)

<u>第6条・第</u>7条 略

される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 一般職給与条例第25条第1項 第1項に定める額
- (2) 一般職給与条例第 25 条第 2 項又は第 3 項 第 1 項に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- (3) 一般職給与条例第 25 条第 4 項 第 1 項に定める額に同条第 4 項 の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た 額

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第5条 略

2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第17条第2項」 とあるのは、「鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関 する条例(平成31年鴨川市条例第5号)第4条第2項の規定により読 み替えられた給与条例第17条第2項」とする。

(鴨川市職員の育児休業等に関する条例の特例)

<u>第6条</u> 略

2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の育児休業等に関する条例第 22 条 の規定の適用については、同条中「給与条例第 17 条第 2 項」とあるの は、「鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例 (平成 31 年鴨川市条例第 5 号) 第 4 条第 2 項の規定により読み替えら れた給与条例第 17 条第 2 項」とする。

第7条・第8条 略

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

 $2\sim5$ 略

令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和2年度鴨川市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度鴨川市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)

(既決予定額) 収

(補正予定額) 入

(計)

1,538,553 千円

900 千円 1,539,453 千円

第2項 営業外収益

第1款 事業収益

305,332 千円

900 千円 306, 232 千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

		(1 22 1 1
事項	期間	限度額
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	16, 668
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	4, 676
水質検査業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	15, 876
土砂処理業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	40, 040
薬品等に係る購入費	自 令和3年度 至 令和4年度	52, 017

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

1) 令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号) 実施計画 収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明		
水人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			MILI / 足領	耳	節	金額	
1 事業収益			1, 538, 553	900	1, 539, 453			
	2 営業外収益		305, 332	900	306, 232			
		4 他会計補助金	80,000	900	80, 900	一般会計補助金	900	

2) 令和2年度鴨川市水道事業会計補正 (第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	千円	千円	千円
	当年度純利益 (△は純損失)	46, 729	900	47, 629
	減価償却費	470, 003	0	470, 003
	引当金の増減額 (△は減少)	△ 232	0	△ 232
	長期前受金戻入額	△ 136, 363	0	△ 136, 363
	固定資産除却損	1,059	0	1,059
	未収金の増減額 (△は増加)	1, 378	0	1, 378
	未払金の増減額 (△は減少)	5, 448	0	5, 448
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	80	0	80
	業務活動によるキャッシュ・フロー	388, 102	900	389, 002
2	投資活動によるキャッシュ・フロー			
	有形固定資産の取得による支出	\triangle 475, 523	0	△ 475, 523
	負担金による収入	0	0	0
	国庫補助金等による収入	2, 299	0	2, 299
	補助金による収入	0	0	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 473, 224	0	△ 473, 224
3	財務活動によるキャッシュ・フロー			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300, 000	0	300,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 376, 060	0	△ 376, 060
	出資金による収入	0	0	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 76, 060</u>	0	△ 76,060
	資金減少額	△ 161, 182	900	△ 160, 282
	資金期首残高	1, 251, 087	147, 194	1, 398, 281
	資金期末残高	1, 089, 905	148, 094	1, 237, 999

議案第 号

令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)

1 提案理由

令和2年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算(第2号)を調整したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 事業収益		1, 538, 553	900	1, 539, 453
	2 営業外収益	305, 332	900	306, 232

3 補正概要

(1) 収益的収入及び支出

(収入) 営業外収益の追加

令和2年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書

1 工事関係

主要工事等については、以下のとおり実施し、水道水の安定供給に努めました。

- 老朽管布設替工事他の契約(8本)
 - 配水管布設替等
 - <加茂川中部地区配水管布設替工事> 下線は布設替
 - 更新その他
 - < 貝渚地区舗装本復旧工事、小山水道タンク更新工事、保台浄水場3号取水ポンプ更新工事、保台浄水場非常用発電機点検整備工事、東町浄水場電磁流量計外更新工事、保台浄水場No.1 ろ過池制御盤更新工事、二子・小山ポンプ所テレメーター外更新工事>

2 業務関係について

業務関係については、給水契約数は上半期の9月末現在において、18,427件となり、前年同月と比較して、7件の増加となりました。

また、水道料金は、上半期の9月末現在において、合計557,619,761円となり 前年同月と比較して28,966,517円、4.9パーセントの減少となりました。

主な原因として、給水契約件数の増加に伴い、基本料金収入は増加したものの、 給水人口の減少及び節水器具等の普及等に加え、新型コロナウイルス感染症拡大 を防ぐための緊急事態宣言が発令されたことに伴い、業務系でご利用の使用水量 が減少し、それに伴い従量料金収入が減少したため、全体として水道料金収入は 減少となりました。

料金の収納状況については、上半期の9月末現在において、調定額668,834,306 円で前年同月と比較して22,746,067円、3.3パーセントの減少となりました。収 納額は、614,543,946円で前年同月と比較して60,331,506円、10.9パーセント の増加となりました。

上半期合計有収水量は、2,080,960 立方メートルで、前年同月と比較して95,197 立方メートル、4.4パーセントの減少となりました。

また、上半期合計給水量は 2,877,843 立方メートルで前年同月と比較して 64,948 立方メートル、2.2 パーセントの減少となりました。

上半期は、前年度と比較して、給水量、有収水量ともに減少しました。有収率は、管末残塩の定期的な確認及び捨て水量の調整並びに漏水探査等による漏水箇所の早期の発見及び修繕を実施するよう努めていますが、前年度と比較して 1.6 ポイント低下しました。

3 経理関係について

経理関係については、上半期の事業収益において、営業収益は561,094,029円、 営業外収益は、受取利息及び配当金等により8,916,831円となり、これらを合わ せた事業収益は570,010,860円となりました。

また、上半期の事業費において、営業費用は 292,871,355 円、営業外費用は、 支払利息及び企業債取扱諸費等により 34,909,962 円となり、これらを合わせた 事業費は327,781,317 円となりました。

上半期事業収益合計 570,010,860 円と上半期事業費合計 327,781,317 円との差

引では 242, 229, 543 円の利益となり、前年同期と比較して 29, 224, 708 円減少となりました。

下半期の収益的収支の見込みは、収入において、主たる収入となる水道料金は、 上半期と同じく有収水量の減少傾向は継続すると予想され、今後も減少する可能 性があります。

費用においては、施設の老朽化による修繕費の増加並びに漏水による給水量の増加による動力費、薬品費及び受水費の増加が見込まれ、ますます経営が厳しい状況となることから、今後もより一層効率的な事業運営及び、施設整備費の見直しによる投資的経費の平準化に努めます。

令和2年度 上半期業務状況報告(主要工事等)

	工事名等	工事費等	契約の相手方
1	加茂川中部地区配水管布設替工事	44, 500, 000	(株)総建
2	貝渚地区舗装本復旧工事	24, 388, 000	青木総業(株)
3	小山水道タンク更新工事	27, 000, 000	(株)イノウエ
4	保台浄水場3号取水ポンプ更新工事	8, 600, 000	(株)イノウエ
5	保台浄水場非常用発電機点検整備工事	8, 120, 000	三菱電機プ ラントエンジニアリング (株)東日本本部 千葉営業 所
6	東町浄水場電磁流量計外更新工事	7, 550, 000	昱(株)千葉支店
7	保台浄水場 No.1 ろ過池制御盤更新工事	5, 780, 000	JFE アクアサービス機器(株)
8	二子・小山ポンプ所テレメーター外更 新工事	13, 850, 000	昱(株)千葉支店

※金額は税抜き

令和2年度上半期事業の概況

(令和2年4月~令和2年9月末) ※税抜

月		収益	1)		費用	2		当月差引損益	1-2
月	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	92, 181, 625円	95, 603, 911円	△ 3,422,286円	34, 426, 836円	31,857,964円	2,568,872円	57, 754, 789円	63, 745, 947円	△ 5,991,158円
5	88, 237, 185円	96, 654, 441円	△ 8,417,256円	54, 525, 648円	52, 440, 356円	2,085,292円	33,711,537円	44, 214, 085円	△ 10,502,548円
6	88, 513, 685円	95, 803, 044円	△ 7,289,359円	48, 136, 563円	51, 285, 623円	△ 3,149,060円	40, 377, 122円	44, 517, 421円	△ 4, 140, 299円
7	90, 790, 552円	92, 894, 692円	△ 2,104,140円	55, 866, 944円	45, 952, 366円	9, 914, 578円	34, 923, 608円	46, 942, 326円	△ 12,018,718円
8	96, 955, 885円	103, 212, 560円	△ 6,256,675円	46, 900, 985円	45, 489, 493円	1,411,492円	50, 054, 900円	57, 723, 067円	△ 7,668,167円
9	113, 331, 928円	106, 756, 317円	6, 575, 611円	87, 924, 341円	92, 444, 912円	△ 4,520,571円	25, 407, 587円	14, 311, 405円	11, 096, 182円
合計	570, 010, 860円	590, 924, 965円	△ 20,914,105円	327, 781, 317円	319, 470, 714円	8,310,603円	242, 229, 543円	271, 454, 251円	△ 29, 224, 708円
		前年度比較	△ 3.5%		前年度比較	2.6%		前年度比較	△ 10.8%

月		給水量			有収水量			有収率	
Я	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	475, 294 m³	$475, 248 \mathrm{m}^3$	$46\mathrm{m}^3$	338, 368 m³	$349, 553 \mathrm{m}^3$	\triangle 11, 185 m ³	71.2%	73.6%	△ 2.4
5	444, 488 m³	468, 998 m³	\triangle 24, 510 m ³	329, 851 m³	354, 361 m ³	\triangle 24, 510 m ³	74.2%	75.6%	△ 1.3
6	465, 653 m³	475, 221 m³	△ 9, 568 m³	327, 259 m³	352, 169 m³	\triangle 24, 910 m ³	70.3%	74.1%	△ 3.8
7	461, 200 m ³	465, 988 m³	\triangle 4, 788 m ³	335, 002 m³	340, 314 m³	\triangle 5, 312 m ³	72.6%	73.0%	△ 0.4
8	501, 908 m³	527, 060 m ³	\triangle 25, 152 m ³	360, 313 m³	386, 741 m ³	\triangle 26, 428 m ³	71.8%	73.4%	△ 1.6
9	529, 300 m³	530, 276 m³	△ 976 m³	390, 167 m³	393, 019 m³	\triangle 2, 852 m ³	73.7%	74.1%	△ 0.4
合計	2, 877, 843 m ³	2, 942, 791 m ³	\triangle 64, 948 m ³	2, 080, 960 m ³	2, 176, 157 m ³	\triangle 95, 197 m ³	72.3%	73.9%	△ 1.6
			△ 2.2%		前年度比較	△ 4.4%			

月		給水契約数		水	道料金(税拔	₹)
Л	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	18,588件	18,573件	15件	91, 096, 482円	94, 540, 035円	△ 3,443,553円
5	18,446件	18,449件	△ 3件	87, 885, 514円	95, 105, 760円	△ 7,220,246円
6	18,396件	18, 422件	△ 26件	87, 637, 622円	95, 492, 440円	△ 7,854,818円
7	18,406件	18,405件	1件	90, 363, 334円	92, 358, 475円	△ 1,995,141円
8	18,419件	18,431件	△ 12件	96, 401, 402円	102, 885, 858円	△ 6,484,456円
9	18,427件	18,420件	7件	104, 235, 407円	106, 203, 710円	△ 1,968,303円
合計		_		557, 619, 761円	586, 586, 278円	△ 28,966,517円
		前年度比較	0.0%		前年度比較	△ 4.9%

料金収入の状況 (※税込)

月		調定額			収納額			収納率	
Л	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	155, 456, 056円	158, 211, 142円	△ 2,755,086円	98, 068, 152円	34, 624, 501円	63, 443, 651円	63.1%	21.9%	41. 2
5	252, 142, 332円	260, 932, 328円	△ 8,789,996円	194, 262, 129円	217, 111, 334円	△ 22,849,205円	77.0%	83.2%	△ 6.2
6	348, 553, 305円	364, 088, 022円	△ 15,534,717円	292, 772, 985円	239, 650, 194円	53, 122, 791円	84.0%	65.8%	18. 2
7	447, 955, 094円	464, 274, 984円	△ 16,319,890円	407, 246, 728円	410, 644, 861円	△ 3,398,133円	90.9%	88.4%	2. 5
8	554, 087, 752円	576, 888, 226円	△ 22,800,474円	504, 371, 341円	529, 842, 739円	△ 25, 471, 398円	91.0%	91.8%	△ 0.8
9	668, 834, 306円	691, 580, 373円	△ 22,746,067円	614, 543, 946円	554, 212, 440円	60, 331, 506円	91.9%	80.1%	11.8
		前年度比較	△ 3.3%		前年度比較	10.9%			

鴨川市水道事業 貸借対照表及び損益計算書

令和2年9月30日現在(税抜き)

(単位:円) 方 勘定科目 計 計 合 合 残 高 残 高 累 当 計 当 月 月 計 累 11.891.853.228 26.035.335.896 13,015,500 固定資産 14.143.482.668 11,886,303,657 26,029,786,325 13,015,500 有形固定資産 14,143,482,668 357,446,420 357,446,420 土地 2.380.409.343 2.380.409.343 建物 1 350 081 061 建物減価償却累計額 1.350.081.061 19,058,913,644 19,058,913,644 構築物 構築物減価償却累計額 9,765,830,967 9,765,830,967 4,124,646,885 4,124,646,885 機械及び装置 機械及び装置減価償却累計額 3,006,952,235 3,006,952,235 22,294,050 22,294,050 車両運搬具減価償却累計額 8,144,345 8,144,345 14.354.751 14.354.751 丁旦器旦及び備品 工具器具及び備品減価償却累計額 12.474.060 12.474.060 71,721,232 71,721,232 13,015,500 建設仮勘定 5,549,571 5,549,571 無形固定資産 315.850 315.850 水利権 4.666.030 4.666.030 ダム使用権 567,691 567,691 電話加入権 1,464,675,955 2,827,029,975 237,221,210 流動資産 418,054,516 1,362,354,020 112,665,436 1,342,752,982 2,036,885,841 307,875,234 694,132,859 現金預金 1.342.752.982 2.036.885.841 112.665.436 現金 307.875.234 694.132.859 57,490,868 724,012,029 114,746,554 未収金 110,179,282 666,521,161 57,490,868 723,957,734 114.746.554 営業未収金 110,179,282 666,466,866 54.295 営業外未収金 54.295 貸倒引当金 1.700.000 1.700.000 貸倒引当金 1,700,000 1,700,000 6,095,293 6,095,293 貯蔵品 3.836.415 3.836.415 原材料 2 258 878 2 258 878 貯蔵量水器 34,402,300 34,402,300 前払金 30,270,000 30,270,000 その他前払金 4,132,300 4,132,300 4,132,300 前払消費税等 25,634,512 25,634,512 5.676.920 その他流動資産 25,634,512 25,634,512 5,676,920 仮払消費税 2,664,157,957 2,664,157,957 固定負債 企業債 2.341.181.727 2.341.181.727 建設改良費等充当の企業債 2.341.181.727 2.341.181.727 322,976,230 322,976,230 修繕引当金 322,976,230 322,976,230 464.691.610 230.584.231 流動負債 37.358.838 742.897.127 278,205,517 195 915 401 195 915 401 企業債 394.886.026 198 970 625 195,915,401 195,915,401 建設改良費等充当の企業債 394,886,026 198,970,625 249,804,884 25,455,499 24,325,731 260,935,484 11,130,600 未払金 245,513,384 25,455,499 営業未払金 24,325,731 256,643,984 11,130,600 4.291.500 未払消費税等 4.291.500 9,336,260 9,205,360 前受金 1,706,100 19,516,930 10,180,670 9,336,260 9,205,360 1,706,100 19,516,930 10,180,670 営業前受金 9.616.608 引当金 9.616.608 9.616.608 賞与引当金 9.616.608 18,457 7,971 その他流動負債 11,327,007 57,942,079 57,923,622 56,923,622 18,457 7,971 仮受消費税 11,327,007 56,942,079 1,000,000 1.000.000 預り金 3.625.019.425 繰延収益 7 466 254 151 3 841 234 726 7.466.254.151 7.466.254.151 長期前受金 7,466,254,151 7,466,254,151 長期前受金 3,625,019,425 3,625,019,425 長期前受金収益化累計額 3.625.019.425 3.625.019.425 長期前受金収益化累計額 126,491,205 5,870,152,588 5,870,152,588 126,491,205 5,870,152,588 5,870,152,588 自己資本金 固有資本金 3.209.606.481 3.209.606.481 出資金 448 362 429 448 362 429 126,491,205 2,205,060,268 2,205,060,268 組入資本金 7,123,410 7,123,410 引継資本金 314.610.932 314.610.932 剰余金 188,119,727 775.159.784 460.548.852 314 610 932 314.610.932 利益剰余金 188 119 727 775,159,784 460 548 852 188,119,727 371,154,031 371.154.031 減債積立金 183,704 183,704 利益積立金 188,119,727 188,119,727 277,330,844 89,211,117 当年度未処分利益剰余金 126.491.205 126.491.205 その他未処分利益剰余金変動額 126.491.205

770,024,286

33,024,458,295

13,114,299,640

13,356,529,183

33,266,687,838

795,431,873

	185,565	79,710	事業収益	113,411,638	570,196,425	570,010,860
	185,565	79,710	営業収益	105,016,476	561,279,594	561,094,029
	184,565	79,710	給水収益	104,315,117	557,804,326	557,619,761
	1,000		その他の営業収益	701,359	3,475,268	3,474,268
			営業外収益	8,395,162	8,916,831	8,916,831
			給水申込負担金	8,375,000	8,375,000	8,375,000
			受取利息及び配当金	20,162	70,571	70,571
			雑収益		471,260	471,260
327,781,317	327,781,317	87,924,341	事業費			
292,871,355	292,871,355	53,139,409	営業費用			
3,653,298	3,653,298	497,033	原水費			
207,264,146	207,264,146	38,774,216	浄水費			
44,472,042	44,472,042	8,233,904	配水及び給水費			
296,314	296,314		受託工事費			
37,185,555	37,185,555	5,634,256	総係費			
34,909,962	34,909,962	34,784,932	営業外費用			
34,755,132	34,755,132	34,755,132	支払利息及び企業債取扱諸費			
154,830	154,830	29,800	雑支出			
327,781,317	327,966,882	88,004,051	合 計	113,411,638	570,196,425	570,010,860
13,684,310,500	33,594,654,720	883,435,924	総 合 計	883,435,924	33,594,654,720	13,684,310,500

令 和 元 年 度

鴨川市水道事業

決算報告書及び事業報告書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

鴨川市

令和元年度鴨川市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

		予	算 額				
区分	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係 る財源充当額	合 計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	円	円	H	円	円	円	
第1款 事業収益	1, 550, 678, 000	619, 000	0	1, 551, 297, 000	1, 545, 437, 232	\triangle 5, 859, 768	
第1項 営業収益	1, 245, 057, 000	0	0	1, 245, 057, 000	1, 241, 035, 013	△ 4,021,987	(うち仮受消費税及び地方消費税100,366,735円)
第2項 営業外収益	305, 620, 000	619, 000	0	306, 239, 000	304, 402, 219	△ 1,836,781	(うち仮受消費税及び地方消費税940,509円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

支 出

			3	予 算	額							
区分	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地営法条項定る額 公業43 3規よ出	小計	地営法条項定る額公業622規よ越	合 計	決算額	地営法条項定る額 方企第9のに繰 のこ繰	不用額	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 事業費	1, 509, 622, 000	23, 413, 000	0	0	0	1, 533, 035, 000	0	1, 533, 035, 000	1, 323, 085, 548	0	209, 949, 452	
第1項 営業費用	1, 373, 804, 000	20, 797, 000	0	0	0	1, 394, 601, 000	0	1, 394, 601, 000	1, 225, 623, 367	0	168, 977, 633	(うち仮払消費税及び地方 消費税50,590,347円)
第2項 営業外費用	115, 817, 000	0	0	0	0	115, 817, 000	0	115, 817, 000	94, 846, 657	0	20, 970, 343	(うち仮払消費税及び地方 消費税13,913円)
第3項 特別損失	1,000	2, 616, 000	0	0	0	2, 617, 000	0	2, 617, 000	2, 615, 524	0	1, 476	(うち仮払消費税及び地方 消費税147,630円)
第4項 予備費	20, 000, 000	0	0	0	0	20, 000, 000	0	20, 000, 000	0	0	20, 000, 000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

			予 算	額					
区分	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費逓次繰 越額に係る財 源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 資本的収入	340, 078, 000	500,000	340, 578, 000	0	0	340, 578, 000	228, 436, 674	\triangle 112, 141, 326	
第1項 企業債	279, 000, 000	0	279, 000, 000	0	0	279, 000, 000	183, 300, 000	△ 95, 700, 000	
第2項 負担金	19, 077, 000	0	19, 077, 000	0	0	19, 077, 000	2, 636, 674	△ 16, 440, 326	
第3項 出資金	42, 000, 000	500, 000	42, 500, 000	0	0	42, 500, 000	42, 500, 000	0	
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

支 出

				予	算	額				3 2	年度繰越	遂額		
	区 分	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 逓次繰 越額	合 計	決算額	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 逓次繰 越額	合 計	不用額	備考
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1章	饮 資本的支出	900, 773, 000	9, 034, 000	0	909, 807, 000	16, 092, 000	0	925, 899, 000	768, 633, 451	113, 523, 000	0	113, 523, 000	43, 742, 549	
第	項 建設改良事業費	504, 713, 000	9, 034, 000	0	513, 747, 000	16, 092, 000	0	529, 839, 000	392, 688, 865	113, 523, 000	0	113, 523, 000	23, 627, 135	(うち仮払消費税 及び地方消費税 34,231,957円)
第	2項 企業債償還金	376, 060, 000	0	0	376, 060, 000	0	0	376, 060, 000	375, 944, 586	0	0	0	115, 414	
第	3項 予備費	20, 000, 000	0	0	20, 000, 000	0	0	20, 000, 000	0	0	0	0	20, 000, 000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額540, 196, 777円は、過年度分損益勘定留保資金379, 473, 615円、減債積立金126, 491, 205円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34, 231, 957円で補填した。

令和元年度 鴨川市水道事業損益計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1			(単位 円)
1 営業収益	1 100 751 041		
(1) 給水収益	1, 126, 751, 841		
②受託工事収益	4, 007, 180	1 140 000 050	
(3) その他の営業収益	9, 909, 257	1, 140, 668, 278	
2 営業費用	00 450 505		
(1) 原 水 費	20, 479, 537		
(2) 浄 水 費	483, 207, 825		
(3) 配水及び給水費	109, 630, 842		
(4) 受 託 工 事 費	3, 916, 947		
(5) 総 係 費	108, 946, 977		
(6) 減 価 償 却 費	448, 553, 573		
(7) 資 産 減 耗 費	297, 319		
(8) その他の営業費用	0	1, 175, 033, 020	
営 業 損 失			34, 364, 742
3 営業外収益			
(1) 給水申込負担金	11, 379, 000		
(2) 受取利息及び配当金	558, 177		
(3) 雑 収 益	1, 043, 259		
(4) 他 会 計 補 助 金	80, 262, 479		
(5) 県 補 助 金	73, 906, 000		
(6) 長期前受金戻入	136, 363, 592	303, 512, 507	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	78, 386, 069		
(2) 雑 支 出	174, 075	78, 560, 144	224, 952, 363
経 常 利 益			190, 587, 621
5 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	0		
② 災害による損失	2, 467, 894	2, 467, 894	2, 467, 894
当 年 度 純 利 益			188, 119, 727
前年度繰越利益剰余金			89, 211, 117
その他未処分利益剰余金	変動額		126, 491, 205
当年度未処分利益剰余金			403, 822, 049

令和元年度 鴨川市水道事業剰余金計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

		(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 余 金											
	資本金		資	本 現	剰 余	金		利	益	剰	余	金	資本合計
	貝个亚	工事負担金	加入者 負担金	開発負担金	そ の 他 資本剰余金	受贈財産評 価 額	資本剰余金 合 計	減債積立金	利益積立金	建設改良 積 立 金	未処分利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	具个口印
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前年度末残高	5, 351, 340, 148	0	0	0	0	0	0	85, 874, 331	183, 704	0	662, 683, 530	748, 741, 565	6, 100, 081, 713
前年度処分額	349, 821, 235	0	0	0	0	0	0	223, 651, 178	0	0	△ 573, 472, 413	△ 349, 821, 235	0
議会の議決による処分額	349, 821, 235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 349, 821, 235	△ 349, 821, 235	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	349, 821, 235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 349, 821, 235	△ 349, 821, 235	0
条例第4条による処分額	0	0	0	0	0	0	0	223, 651, 178	0	0	△ 223, 651, 178	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	223, 651, 178	0	0	△ 223, 651, 178	0	0
処分後残高	5, 701, 161, 383	0	0	0	0	0	0	309, 525, 509	183, 704	0	(繰越利益剰余金) 89,211,117	398, 920, 330	6, 100, 081, 713
当年度変動額	42, 500, 000	0	0	0	0	0	0	△ 126, 491, 205	0	0	314, 610, 932	188, 119, 727	230, 619, 727
工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交付金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元金償還・合併特例債事 業分の繰入れ	42, 500, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42, 500, 000
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	△ 126, 491, 205	0	0	126, 491, 205	0	0
建設改良積立金からの組 入れ	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188, 119, 727	188, 119, 727	188, 119, 727
当年度末残高	5, 743, 661, 383	0	0	0	0	0	0	183, 034, 304	183, 704	0	(当年度未処分利益剰余金) 403,822,049	587, 040, 057	6, 330, 701, 440

条例・・・鴨川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第144号)

令和元年度 鴨川市水道事業剰余金処分計算書 (案)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
		H	H	P
当年	度末残高	5, 743, 661, 383	0	403, 822, 049
議会の議決による処分額		126, 491, 205	0	△ 126, 491, 205
	建設改良積立金の積立て	0	0	0
	資本金への組入れ	126, 491, 205	0	△ 126, 491, 205
条例第4条による処分額		0	0	△ 188, 119, 727
	減債積立金の積立て	0	0	△ 188, 119, 727
処分後残高				(繰越利益剰余金)
		5, 870, 152, 588	0	89, 211, 117

条例・・・鴨川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第144号)

令和元年度 鴨川市水道事業キャッシュ・フロー計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位 円)
	当年度純利益(△は純損失)	188, 119, 727
	減価償却費	448, 553, 573
	引当金の増減額(△は減少)	\triangle 1, 423, 154
	長期前受金戻入額	\triangle 136, 363, 592
	有形固定資産除却損	297, 319
	未収金の増減額(△は増加)	31, 011, 101
	未払金の増減額(△は減少)	\triangle 105, 021, 926
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
	前受金の増減 (△は減少)	895, 840
	その他流動資産の増減 (△は増加)	\triangle 30, 270, 000
	その他流動負債の増減(△は減少)	0
	業務活動によるキャッシュ・フロー	395, 798, 888
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	\triangle 358, 456, 908
	負担金による収入	2, 636, 674
	投資活動によるキャッシュ・フロー	\triangle 355, 820, 234
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	183, 300, 000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	\triangle 375, 944, 586
	他会計からの出資による収入	42, 500, 000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 150, 144, 586
	資金増加額	\triangle 110, 165, 932
	資金期首残高	1, 508, 446, 739
	資金期末残高	1, 398, 280, 807

令和元年度 鴨川市水道事業貸借対照表 (令和2年3月31日)

(単位 円) 産 資 \mathcal{O} 部 1 固 定 資 産 (1) 有形固定資産 イ土 地 357, 446, 420 口建 物 2, 380, 409, 343 減 価 償 却 累 計 額 △ 1,350,081,061 1,030,328,282 ハ構 19, 058, 913, 644 減価償却累計額 △ 9,765,830,967 9, 293, 082, 677 ニ機械及び装置 4, 124, 646, 885 減 価 償 却 累 計 額 △ 3,006,952,235 1, 117, 694, 650 ホ車 両 運 搬 具 22, 294, 050 減 価 償 却 累 計 額 △ 8,144,345 14, 149, 705 ヘ工具、器具及び備品 14, 354, 751 減価償却累計額 \triangle 12, 474, 060 1,880,691 ト建 設 仮 勘 定 42, 730, 726 有形固定資産合計 11, 857, 313, 151 (2) 無形固定資産 ィダ ム 使 用権 4,666,030 口水 利 権 315,850 ハ電 話 加 入 権 567, 691 無形固定資産合計 5, 549, 571 固定資産合計 11, 862, 862, 722 2 流 動 資 産 (1) 現 金 預 1, 398, 280, 807 67, 317, 979 (2) 未 収 金 貸 倒 引 金 △ 1,700,000 65, 617, 979 (3) 貯 蔵 6,095,293 (4) 前 払 30, 270, 000 金 流 動資産合 計 1, 500, 264, 079

13, 363, 126, 801

資

産

合

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
建設改良費等の財源に充てるため イ の企業債		2, 341, 181, 727		
企業債合計			2, 341, 181, 727	
(2) 引 当 金				
ィ修 繕 引 当 金		322, 976, 230		
口退職給与引当金		0		
引 当 金 合 計		_	322, 976, 230	
固定負債合計				2, 664, 157, 957
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
建設改良費等の財源に充てるため イ の企業債		394, 886, 026		
企業債合計			394, 886, 026	
(2) 未 払 金			112, 886, 614	
(3) 前 受 金			8, 643, 430	
(4) 引 当 金				
ィ賞 与 引 当 金		9, 616, 608		
引 当 金 合 計			9, 616, 608	
(5) その他流動負債		-	1,000,000	
流動負債合計				527, 032, 678
5 繰 延 収 益				
(1) 長期前受金			7, 466, 254, 151	
(2) 収 益 化 累 計 額		-	\triangle 3, 625, 019, 425	
繰延 収益 合計			-	3, 841, 234, 726
負 債 合 計			=	7, 032, 425, 361
資	本	\mathcal{O}	部	
6 資 本 金				
(1) 自 己 資 本 金			5, 743, 661, 383	
資本金合計		-	0, 110, 001, 000	5, 743, 661, 383
7 剰 余 金				0, 110, 001, 000
(1) 資本剰余金		0		
資本剰余金合計			0	
(2) 利 益 剰 余 金			· ·	
イ減 債 積 立 金		183, 034, 304		
口建設改良積立金		0		
八利 益 積 立 金		183, 704		
二 当年度未処分利益剰余金		403, 822, 049		
利益剰余金合計		,	587, 040, 057	
剰 余 金 合 計		-	,,	587, 040, 057
資本合計			-	6, 330, 701, 440
負債資本合計			-	13, 363, 126, 801
2 2 2 1 H H			=	,,,

負

債

 \mathcal{O}

部

県内水道の統合。広域化の進捗状況について (令和2年7月30日から令和2年10月28日まで)

1 用水供給事業体と県営水道の統合について

事務局:千葉県総合企画部水政課

令和2年10月23日 九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合準備 会議 第2回南房総地域市町村等調整会議

> 議題(1)九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水 道の統合協議会準備会議第3回合同部会における協議 状況について

(2) 夷隅地域・安房地域における末端給水事業体の統合に向けた協議及び進捗について

2 夷隅・安房地域末端給水事業の統合について

事務局:南房総広域水道企業団

令和2年8月26日

南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書締結

3 安房地域末端給水事業の統合について

幹事:南房総市水道局

令和2年8月27日 令和2年度第4回安房郡市水道事業連絡協議会

議題 (1)安房郡市水道事業連絡協議会規約の改正について

(2) 末端統合協議会の発足準備について

令和2年9月17日 安房郡市広域市町村圏事務組合への訪問

覚書締結の報告及び統合協議会発足について、統合協議会におけ

る検討事項、スケジュールの説明

令和2年9月17日 令和2年度第5回安房郡市水道事業連絡協議会

議題 (1)業務分野調整項目の協議組織について

(2)業務分野調整項目の協議方法について

令和2年9月23日 安房郡市広域市町村圏事務組合への訪問

統合協議会における安房広域圏の係りについて、及び統合協議会

設置要綱案についての説明